

データ資料30 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(平成30年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向 日 市			6			6	2			
	長 岡 京 市			7	1		8	2			
	大 山 崎 町				1		1	1			
	小 計			13	2		15	5			
山 城 北	宇 治 市	2	45	16	6	69	4				
	城 陽 市	2	20	1		23	4				
	久 御 山 町										
	八 幡 市	2				2	2				
	京 田 辺 市	3				3	2				
	井 手 町		1			1	1				
	宇治田原町										
小 計	9	66	17	6	98	13					
山 城 南	木 津 川 市										
	笠 置 町										
	和 束 町		13	1		14	1				
	精 華 町		4			4	1				
	南 山 城 村										
	小 計		17	1		18	2				
南 丹	亀 岡 市	3	66	29	24	122	8				
	南 丹 市	1	12	1	1	15	3				
	京 丹 波 町		12	2	3	17	1				
	小 計	4	90	32	28	154	12				
中 丹 西	福 知 山 市	17	37	19	7	80	13				
	小 計	17	37	19	7	80	13				
中 丹 東	舞 鶴 市	30	45	15	9	99	12				
	綾 部 市	2				2	2				
	小 計	32	45	15	9	101	14				
丹 後	宮 津 市	11	93	1		105	3				
	京 丹 後 市	5	2	2		9	3				
	伊 根 町										
	与 謝 野 町				1	1	1				
	小 計	16	95	3	1	115	8				
計			78	363	89	51	581	67			
京 都 市			13	78	19	17	127	22			
合 計			91	441	108	68	708	89			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。